

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第4回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	令和4年3月14日(月曜日) 午後2時00分から2時50分
開催場所	瑞穂市役所 菓南庁舎3階 3-2会議室
議題	瑞穂市下水道事業における受益者負担金及び分担金制度について(諮問)
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 櫻木晋一会長、清水治副会長、赤尾達也委員 菅野賢治委員、河野秀明委員、棚瀬あけみ委員 所 洋士委員、牧田佳代子委員、柳瀬秀治委員 吉田敏之委員
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	<input type="checkbox"/> 公 開 ・ <input type="checkbox"/> 非 公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	あいさつ 議事 【会長】 委員総数10名中10名の出席があり、瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により審議会の成立を宣言した。 【事務局】 答申案の読み上げを行った。 【会長】 3回の議論が凝縮された答申案になっていると思います。ご意見・感想等があれば発言願います。

【 A 委員 】

確認ですが、減免と徴収猶予について別府処理区は既に供用開始しているが、供用開始からという表現ではあいまいではないか。

【 事務局 】

別府処理区については、公共下水道に移管後という意味ですが、分かりにくいので表現を改めます。

【 B 委員 】

受益者負担金の制度について、大変勉強になりました。ありがとうございました。

【 C 委員 】

制度の難しさ、言葉の難しさを感じています。特に別府の方々からは色々な意見が想定されますが、時間を費やして理解を得られるようにしていただきたいと思います。

【 F 委員 】

下水道には色々な成り立ちがあることを学びました。ありがとうございました。

【 E 委員 】

瑞穂処理区の市街化区域外（市街化調整区域及び準都市計画区域）とあるが、準都市計画区域は中地区のことを示していると思うが、西地区も分担金が変わるのではないかと誤解を与えるのではないか。

【 事務局 】

ご指摘の通り西地区も準都市計画地域ですので、中地区だけであることを書き加えたいと思います。

【 E 委員 】

別府処理区については、法律が変わるということを丁寧に説明していただきたいと思います。

【 G 委員 】

制度が変わって有利な人、不利な人が出てきますが、衝平性が保てるよう今後も市民の声を聴いて進めて欲しい。

【 H 委員 】

皆さんの意見を聴いて色々勉強になりました。ありがとうございました。

	<p>【 I 委員 】</p> <p>自分なりに制度について整理したが、全てがうまく収まる回答は出なかった。その時の制度に従うしかないと感じるしかないと思いました。</p> <p>【 J 委員 】</p> <p>下水道がないと、食品関係の事業をしている人は浄化槽の負担が大きい。一刻も早く事業を進めていただきたい。</p> <p>【 会長 】</p> <p>意見も出尽くしましたので、今回の意見をもとに修正いただき、次は集まるのではなく、資料を郵送いただき、確認するという方法で行いたいと思います。</p> <p>【 各委員 】</p> <p>異議無し</p> <p>【 会長 】</p> <p>私の方で確認し市長に答申したいと思います。長期にわたりご協力いただきありがとうございました。これで、令和3年度瑞穂市上下水道審議会を終了いたします。</p> <p>閉会</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市環境水道部下水道課</p> <p>TEL 058-327-2114</p> <p>FAX 058-327-2127</p> <p>e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp</p>